

附属書六（第七章関係）

第一編 日本国の表

1 この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第百八条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第百四条

(b) 第百五条

(c) 第百六条

(d) 第百七条

2 この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4 金融サービスについては、

(a) 日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連におい

て、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6 この編の規定の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

二	一
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
全ての分野 内国民待遇（第四百四条）	全ての分野 最惠国待遇（第五百五条） 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、1に規定する協定以外の全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。） 注 海事には、湖及び河川における運輸業を含む。

三	
分野 小分野	<p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>全ての分野（新たなサービス）</p>	<p>市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）</p> <p>日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条</p> <p>郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条</p> <p>競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条</p> <p>モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条</p> <p>自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条</p> <p>小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条</p> <p>当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）第四条</p> <p>通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条</p>

四	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	産業分類 留保の種類 概要
全ての分野 内国民待遇（第四百四条） 日本国は、日本国政府又は日本国の公的機関が直接又は間接に研究及び開発に提供する財政上その他の方法による拠出金を含む研究及び開発に係る補助金に関する措置を採用し、又は維持する権	内国民待遇（第四百四条） 最恵国待遇（第四百五条） 市場アクセス（第四百六条） 現地における拠点（第四百七条） 日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、附属書七第三条については、適用しない。

六	五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置
航空宇宙産業 衛星及びロケットに関連する機械の修理 内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第百六条）	航空宇宙産業 航空機産業に関連する機械の修理 内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 日本国は、サービスマイ一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスマイの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条	利を留保する。

八	七	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置
事業サービス 労働者派遣業	<p>武器・火薬産業 武器・火薬産業に関連する機械の修理</p> <p>内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第六百六条） 現地における拠点（第七百七条）</p> <p>日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条</p>	<p>現地における拠点（第七百七条）</p> <p>日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条</p>

	九
<p>産業分類 留保の種類 概要 現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置</p>
<p>J S I C 九一二一 労働者派遣業 市場アクセス（第六六条） 日本国は、労働者派遣業の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章</p>	<p>教育、学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一ー 幼稚園 J S I C 八一ー二 小学校 J S I C 八一ー三 中学校 J S I C 八一ー四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八一ー五 特別支援学校 内国民待遇（第六四條） 市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第六七条） 日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二條</p>

十一		
分野 小分野 産業分類	現行の措置 概要 留保の種類	分野 小分野 産業分類
<p>エネルギー産業</p> <p>エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス）</p> <p>J S I C 三三〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三三一 電気業</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条</p> <p>る。</p> <p>日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>現地における拠点（第七七条）</p> <p>市場アクセス（第六六条）</p> <p>最恵国待遇（第五五条）</p> <p>内国民待遇（第四四条）</p> <p>留保の種類</p>	<p>私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条</p> <p>エネルギー産業</p> <p>原子力に関連する機械の修理</p> <p>J S I C 九〇一一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）</p> <p>注 J S I C 九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。</p>

十三	十二	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類	留保の種類 概要 現行の措置
エネルギー産業 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス	エネルギー産業 特定放射性廃棄物の最終処分サービス J S I C 八八九九 他に分類されない廃棄物処理業 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条及び第五条

	十四
<p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>概要</p>
<p>J S I C 三四〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三四一 ガス製造工場</p> <p>J S I C 三四一二 ガス供給所</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>最恵国待遇（第四百五条）</p> <p>市場アクセス（第四百六条）</p> <p>現地における拠点（第四百七条）</p> <p>日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条</p>	<p>金融サービス</p> <p>銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>市場アクセス（第四百六条）</p> <p>現地における拠点（第四百七条）</p> <p>日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第二百二条1(d)(i)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 日本国内の金融機関その他の団体であつて日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証</p>

十五	
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>概要</p>	<p>現行の措置</p> <p>券関連の取引</p> <p>(b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売 注 勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。</p> <p>(c) 附属書七第二条1(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条1(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）</p> <p>日本国は、附属書七第二条1(a)(ii)(A)から(L)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第百二条1(d)(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条</p> <p>金融サービス</p> <p>保険及び保険関連のサービス</p> <p>内国民待遇（第百四条）</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>日本国は、ペルー内において設立されたペルーの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第百二条1(d)(i)及び(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する</p>

十六	分野 小分野 産業分類	<p>漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p>
	現行の措置	<p>措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>(b) 再保険、再々保険及び附属書七第二条1(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p> <p>保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p>

十七	分野 小分野 産業分類	<p>現行の措置</p> <p>最恵国待遇（第二百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条</p>
	概要	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p>

十八	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p>	<p>製造業</p> <p>航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで</p> <p>武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）第三条及び第五条</p>
	<p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二章</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで</p>

十九	二十
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>
<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>概要 現地の措置</p> <p>内国民待遇（第四百四条） 最恵国待遇（第四百五条） 市場アクセス（第四百六条） 現地における拠点（第四百七条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>警備業</p> <p>J S I C 九二三 警備業</p> <p>内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第四百六条） 現地における拠点（第四百七条）</p> <p>日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>警備業法（昭和四十七年法律第十七号） 第四条及び第五条</p>

(第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)